

【資料5】

群馬県公文書等の管理に関する条例の制定について

1 条例の目的

県及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものである。そこで、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるとともに、現在及び将来の県民に対し、県等の諸活動を説明する責任を全うできるようにする。

2 条例の概要

- (1) 知事部局をはじめ、各行政委員会等も含めて県全体で統一した文書管理のルールを確立。
- (2) 公文書のうち歴史資料として重要なものについて、文書館への移管及び保存を制度化。
- (3) 公文書管理のルールづくりに外部有識者の知見を活用し、制度のより一層の客観性・透明性を確保。

3 今後のスケジュール

- ・ 令和2年3月 条例制定
- ・ 令和2年7月 群馬県公文書等管理委員会開催
- ～令和3年1月 ※群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則案
(計4回開催予定) 群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則案
各実施機関の公文書管理規程案
等について公文書等管理委員会に諮問
- ・ 令和3年4月1日 条例施行

4 他の都県の制定状況（条例制定・施行済み）

島根県、熊本県、鳥取県、香川県、東京都、愛媛県、山形県、滋賀県、高知県、
兵庫県、新潟県、三重県 (12都県)